

## 21 年金を受け取るための要件と年金額計算の仕組み（老齢・障害・遺族）

### 年金を受け取るための要件と年金額計算の仕組み（老齢・障害・遺族）

#### 1 理解すべき項目

- (1) 公的年金保険は、生きていく上での様々なリスクである「**老齢（長生き）**」「**障害**」「**死亡（により遺族が残される）**」に対して、年金を支給する制度である。
- (2) 「老齢」「障害」「遺族」は、それぞれそのリスクを迎える局面が異なり、また、**その状態になるまでの間に、どのくらい自助努力も含め事前に備えることが可能かも異なる**ため、それぞれ、**年金を受給するための要件や年金額計算の仕組みが異なっている**。
- (3) **老齢年金**は、原則 65 歳から受給し、それ以後の長生きに対する備えのための年金であるが、**自身による私的年金や貯蓄などと組み合わせ、自らライフプランを設計してもらうことを前提**としている。自分がいつ 65 歳になるかは誰でも容易に分かるため、そのための計画的な準備も難しいことではないと考えられている。
- (4) このため、**老齢年金**を受給するには、制度への貢献をみるために**最低 10 年間の保険料納付**を求め、年金額は保険料を納めた期間とその保険料の基準となった額（標準報酬月額）に比例するように設計されている。すなわち、**年金額の計算は保険料を納めた期間に比例するので、10 年納めたからよいと思うのではなく、できるだけ充実した年金を受給するために、可能な限り長く保険料を納めた方がいい**。
- (5) 他方で、**何時自分が障害を負うか、何時一家の働き手が亡くなってしまいか（死亡）は、予測できず、事前の計画的な準備にも限界がある**。
- (6) このため、**障害年金や遺族年金**は、制度へ貢献を測る場合に老齢年金のように「何年」という絶対値としての期間を求めるのではなく、**保険料を納めるべきであった期間のうち 3 分の 2 をしっかりと納めていたこと、言葉を換えれば、保険料の未納期間が 3 分の 1 未満であることを支給の要件としている**。こうすることで、20 歳になり制度に加入しはじめて数ヶ月で障害を負った場合であっても障害年金を受給することができる。
- (7) さらに、**この 3 分の 2 要件が満たせない場合**でも、障害を負ったり、死亡したりするまでの**直前の 1 年間に未納の月が 1 月もなければ**、年金を受給することができる。
- (8) さらに、**障害年金や遺族年金については、若くして、保険料を納付できる期間が短くても受給者になることがあるので、このような場合にも**

## 21 年金を受け取るための要件と年金額計算の仕組み（老齢・障害・遺族）

一定の水準以上の年金を支給するために、**年金額計算に用いる月数を25年（300月）にみなして計算する特例**がある。なお、納付した期間が十分に25年（300月）を超えている人の場合には、そのまま計算した年金額の方が高いので、実際に保険料を納めた期間で年金額を計算する。

## 2 伝える際のポイント

- (i) 老齢・遺族・障害年金ごとに年金額算出の仕組みと要件が異なること  
生きていく上でそれぞれの年金が求められるタイミングや、そこに至るまでの状況に応じて、年金を受給するための要件や年金額計算の仕組みは異なっている。

### 《老齢年金》

老齢年金は**長生きリスク（不確かさ＝uncertainty）に備えるための年金**であり、そのリスクは、受給しはじめる前よりも受給しはじめてから現実化するものである。積立方式（貯蓄）だと、このリスク（不確かさ）に備えることが極めて難しい。老齢年金は原則65歳から支給されることになっており、人は誰でも**自分がいつ65歳になるかは分かっている**し、そこに至るまでの間にどのくらいの保険料をどのくらいの期間納めたかで、**65歳から受給できる年金額も大体は分かる**。50歳以降の者に送られてくる年金定期便で、**65歳からの見込み額を確認することができる**。また、**50歳未満の者も、ねんきんネットを使えば、いつでも自分で将来の見込み額を試算することができる**。

そうして大まかに把握した**公的年金保険の将来の年金額と、自助努力として事前に準備をする私的年金や貯蓄、退職金などの組み合わせを考えたつ、老後のライフプランを立てる**ことになる。自分がいつ65歳になるかは誰でも容易に分かるため、そのための計画的な準備も難しいことではないと考えられている。

このような老齢年金の性格から、年金を支給するためにみる制度への貢献度合いは、**保険料を「10年間」納付したこと**と、具体的な期間で定められている。また、年金額の計算に当たっては、どれだけ保険料を納めたか、すなわち、納めた保険料の基準となった額（標準報酬月額）と期間に比例するように設計されている。なお、**年金額の計算は保険料を納めた期間に比例するので、10年納めたからよいと思うのではなく、できるだけ充実した年金を受給するために、可能な限り長く保険料を納めた方がよい**。

《障害年金・遺族年金》

老齢年金と異なり、人生の中でいつ障害を負ったり、人が亡くなったりするか（死亡）は、事前には予測ができない。したがって、事前に準備することも難しい。このような人生のリスクに備える障害年金・遺族年金は、制度に加入した期間や保険料をどのくらい納めたかにかかわらずある程度の年金額でないと、現実に生活していくことは難しくなってしまう。老齢年金のように、自助努力との組み合わせを前提としている中で敢えて保険料を納めなかったのだから、これに比例して年金額も低くてもよい、とは言えない。障害や死亡は、歳をとるのとは異なり、人生の中で、若くしても突然訪れる。そうした場合に、保険料を納めた期間が短い（少ない）のは、本人の自己責任ではない（その点が老齢とは異なる）。

もし、障害年金や遺族年金が、保険料を納めた期間に応じて低い額の年金しか支給しない制度であったら、何時降りかかるかわからない障害や死亡という不確かさ（uncertainty）、に対する「保険」とはなっていない。

このような考え方から、障害年金・遺族年金を支給する条件となる、保険料をどれだけ納めたかの基準は、老齢年金の「10年」のように絶対値としての期間ではなく、障害を負ったり亡くなったりするまで、その間に保険料を納めるべきであった期間のうち、どのくらいきちんと納めて制度に貢献したかで判断されることになっている。具体的には、3分の2以上の期間を納めていれば、言葉を換えれば、保険料の未納期間が3分の1未満であれば、年金を受給することができる。

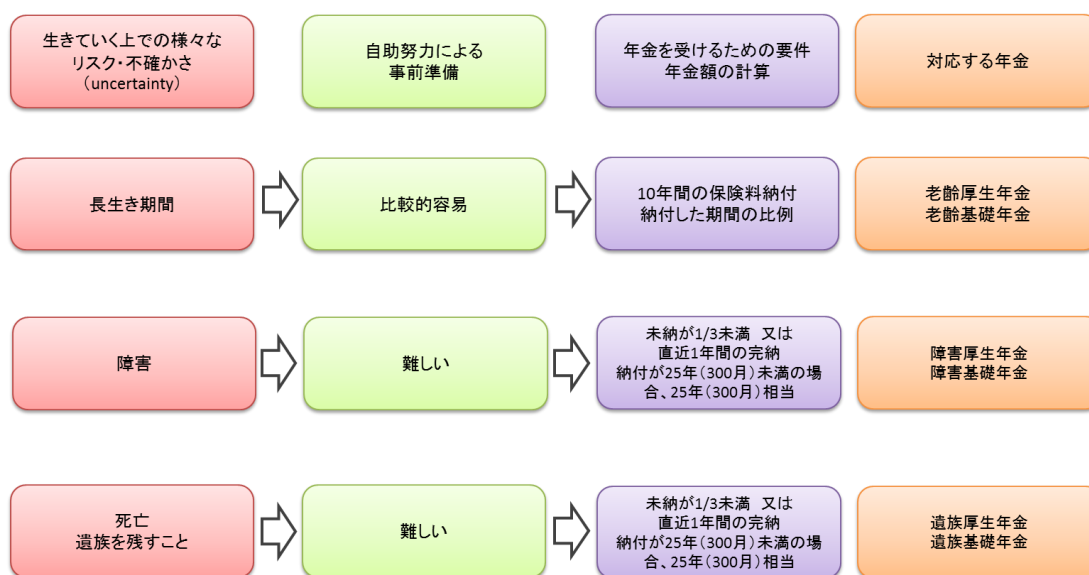
このような仕組みにより、仮に、若くして事故にあって加入期間が極めて短くても、その間にしっかりと保険料を納めていれば、障害年金・遺族年金を受給できることになる。たとえば、20歳になり制度に加入しはじめて数ヶ月で障害を負った場合であっても、障害年金を受給できる。

さらに、この3分の2要件を満たせなかった場合でも、障害を負ったり亡くなったりする直前の期間、1年間に1月も未納がなかった場合も支給するという救済措置がある。この「直近1年間ルール」を満たした場合にも、障害年金・遺族年金を受給できる。

また、障害年金や遺族年金を受給する場合は、保険料を納めた期間が十分に長くないことが想定される。納めることができた期間がどんなに短い場合でも（極端な例では納めた期間が1月であった場合でも）、25年（300月）分の計算によった年金を受給できる。こうすることにより、一定水準以上の年金額を保障している。（障害厚生年金・遺族厚生年金の計算方法の特例。障害基礎年金・遺族基礎年金は、納めた期間にかかわらず定額。）

## 21 年金を受け取るための要件と年金額計算の仕組み（老齢・障害・遺族）

なお、人によっては、すでに保険料を納めた期間が25年（300月）を超えている状態で障害を負ったり亡くなったりする場合もある。25年を超えた額の老齢年金を受給している年金受給者が亡くなって、その遺族に遺族年金が払われるような場合である。もちろん、20歳からコツコツ保険料を納め続け、25年を超える45歳以降で、65歳の老齢年金をもらい始める前、例えば50歳代で障害となり、障害年金をもらう場合もある。これらの場合には、実期間で計算しても25年（300月）を超える額の年金を受給でき、こちらの年金額の方が高いので、実際に保険料を納めた期間で計算した年金額となる。



出典：公的年金保険研究会

### 3 振り返り

- (1) 「**老齢年金**」「**障害年金**」「**遺族年金**」という年金の種別によって、受給できる**要件や年金額計算の仕組みが異なる**のはなぜか。
- (2) **老齢年金**を受け取るために必要な保険料納付の期間が**10年間**と定められているのはなぜか。**自分の将来の老齢年金を増やすために大事なこと**は何か。
- (3) 老後のライフプランを立てるため、**将来の老齢年金の額をどのように知ることができるか**。
- (4) **障害年金・遺族年金を受給するための要件**は何か。
- (5) **障害年金・遺族年金の額はどのように計算されるか**。